

ID: 393

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	許可内容の変更		
例規名 根拠条項	名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	平成19年規則第60号		
<p>【根拠条文】 (許可内容の変更) 第3条 建築許可を受けた後、当該許可に係る建築物の工事完了前に、当該許可に係る建築物の設計内容を変更しようとするときは、承認申請書(様式第4号)に許可通知書及び変更図書2通を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の申請に対して承認をしたときは承認通知書(様式第5号)により、承認をしないときは不承認通知書(様式第6号)によりその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日